

令和5年度指名停止等の運用状況一覧

令和5年4月28日現在

	事業者名	本社所在地	指名停止期間 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
1	中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	令和5年4月28日から令和5年6月27日まで (全国)	指名停止等措置要領（物品） 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	事業者や官公庁向けの電力販売で、平成30年11月までに関西電力が中部電力（中部電力ミライズ）、中国電力及び九州電力（九電みらいエナジー）との間で相互にそれぞれの供給区域での顧客獲得営業を控えることで合意しカルテルを結んだとして、公正取引委員会は各社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反したと認定したため。
2	中部電力ミライズ株式会社	名古屋市東区東新町1番地			
3	中国電力株式会社	広島市中区小町4番33号			
4	関西電力株式会社	大阪市北区中之島三丁目6番16号	令和5年4月28日から令和5年5月27日まで (全国)		
5	九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号			
6	九電みらいエナジー株式会社	福岡市中央区薬院三丁目2番23号KMGビル			